

街なかへの出店を支援します！

街なかの活性化と賑わいを創出するため、

空き店舗等を利用して出店する際の家賃や内外装工事費等の一部を支援する制度です。

制度をご利用の際は、**必ず**当該空き店舗等の**賃貸借契約を結ぶ前**に、下記までご相談ください。

● 家賃に対する支援内容 ※最長3年間。単年度ごとに申請が必要。



区分	1年目	2年目	3年目	限度額
中心市街地等のアパレル産業および新規創業者(クリエイティブ産業に限る)による店舗	8/12	6/12	4/12	年240万円(月20万円)
その他の一般店舗	6/12	4/12	2/12	年180万円(月15万円)
大型空き店舗 ※事業対象面積1,000㎡以上	8/12	6/12	4/12	年1,920万円(月160万円)

※(対象者)商店街、商店街振興組合、事業協同組合、任意の商店会、商工会、商工会議所、まちづくり会社、特定会社、一般社団法人、特定非営利活動法人、中小企業等(法人、個人事業主)

※(対象地域)中心市街地の一部

※マージャン、パチンコ、ゲームセンター、スナック、キャバレー、ホストクラブ、バー、ダーツバー、ガールズバー等は除く

★クリエイティブ産業

→ ソフトウェア業、AI、ロボット、医療機器産業、インターネット業、映像・音声・情報制作業、広告・広告制作業、デザイン業・建築設計業

● 内外装工事費等に対する支援内容



補助率	店舗面積・限度額		
クリエイティブ産業1/2	200㎡以上	200~100㎡以上	100㎡未満
上記以外1/3	300万円	200万円	100万円

※(対象者)新たに店舗を出店し事業を開始する方

※(対象地域)中心市街地の一部、飯坂地区の一部、金谷川地区の一部

※(対象経費)外装・内装、電気・ガス・給排水、空調・照明、デジタル関連(ネットワーク・HP・ソフトウェア等)

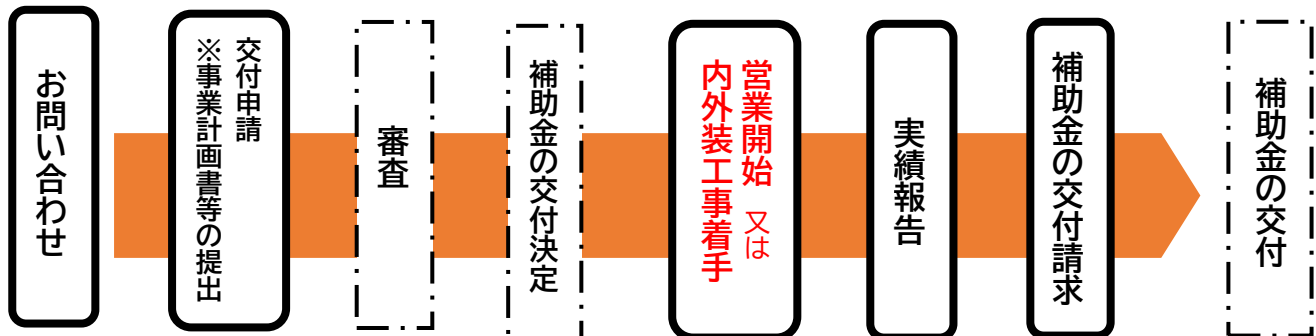
● スケジュール



は事業実施団体が行うこと



は福島市の事務処理



福島市 商工観光部 にぎわい商業課

〒960-8601 福島市五老内町3番1号 電話:024-525-3720 FAX:024-535-1401

E-mail : syou-rou@mail.city.fukushima.fukushima.jp